

著作権法第 35 条概要

著作権法第 35 条に規定された範囲でご利用いただく際には、だれからも許諾を得る必要はありません。

著作権法第 35 条では、以下のように規定されています。

- ①「授業目的の複製」は「無許諾・無償」にて可能です。
- ②「公衆送信のうち、対面授業を別会場で授業を受ける者へ同時中継」することは無許諾・無償にて可能です。
- ③「②以外のあらゆる授業目的公衆送信」は無許諾・有償(補償金支払い)にて可能です。
- ③の公衆送信を行う場合には、学校設置者が一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に届出を行い、補償金を支払う必要があります。

なお、適用を受けるためには、少なくとも以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ①対象となる場が、学校その他の教育機関(非営利に限る)における授業の過程であること。
- ②複製・公衆送信の主体が、授業者またはその授業の履修者であること。
- ③利用するのは公表された著作物で、授業に必要と認められる限度内の部分、部数であること。したがって公衆送信の場合の受信者は、授業者およびその授業の履修者に限定されていること。
- ④著作権者の利益を不当に害しないこと(利用できるのは基本的に小部分。また、もともと児童生徒分を1人ずつ購入することが前提の商品をそのように購入しないで利用する場合は、「不当に害する」可能性が高い)。

利用方法のさらなる具体的な範囲、著作権法第 35 条の運用指針(ガイドライン)、補償金制度等については SARTRAS の Web ページ

(<https://sartras.or.jp/>) をご参照ください。
